



国保の異動の届け出は お早めに!!

手続き：市役所 市民課②番窓口

手続きが遅れると、さかのぼって保険料を納めなければならなくなったり、他の健康保険に加入しているのに、国保の保険証を使って受診した場合、その医療費は全額返していただかなくてはなりません。

右の表に該当する場合は、すみやかに届け出をしてください。

こ ん な と き	届け出に必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき。	印かん、他の市区町村の転出証明書。
職場の健康保険をやめたとき。	印かん、職場の健康保険をやめた証明書。
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき。	印かん、被扶養者にならない理由の証明書。
子どもが生まれたとき。	印かん、保険証、母子健康手帳。
他の市区町村に転出するとき。	印かん、保険証。
職場の健康保険にはいったとき。	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）。
職場の健康保険の被扶養者になったとき。	印かん、保険証、死亡を証明するもの。
国保の被保険者が死亡したとき。	印かん、保険証、年金証書。
退職者医療制度の対象になったとき。	印かん、保険証。
住所、世帯主、氏名などが変わったとき。	印かん、保険証。
世帯が分かれたり、いっしょになったとき。	
出かせぎや、長期の旅行。	印かん、保険証、在学証明書。
修学のため、別に住所を定めるとき。	
保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）。	印かん、身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）。

4月からの保険料は**暫定料金**です

平成7年中の所得が確定し、保険料の料率が決定するまでの間は暫定料金となります。

4・5・6月の3ヶ月間は、3月分と同額または年間保険料の12分の1となります。

納め忘れは ありませんか？

年度末を迎えますので7年度の保険料は3月31日までに納付しましょう。

もし納付書をなくされた方は再発行しますので、ご連絡ください。

■老健法の一部負担金の改定について■

70才(一定の障害をもつ65才)以上の方が医療機関の窓口で支払う一部負担金が変わります。

<平成8年4月1日より>

外 来

1ヶ月 **1,020円**

入 院

1日につき **710円**

これに伴い県の医療費助成制度（心身障害者、乳児 およびひとり親家庭等）についての一部負担金も同額に改定されます。